

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C5920-5	光伝送用パワー制御受動部品-第5部:シングルモード光ファイバビッグテール形固定光減衰器	Fiber optic passive power control devices- Part 5: Single-mode fiber, pigtailed style, fixed optical attenuators	光ファイバ通信システムは、情報化社会を支えるインフラとして必要不可欠なものであり、そこでは多くの固定光減衰器が使用されている。ICT社会のさらなる発展に伴い、固定光減衰器は今後も多量に導入することが予想される。光ファイバを用いた光伝送において屋内環境条件で使用するシングルモード光ファイバビッグテール形固定光減衰器の定格、固定光減衰器が最低限満足する光学特性、耐環境性及び耐久性を規定した規格として、JIS C 5921が、2001年に発行されたIEC 61753-052-3:2001 (Fibre optic interconnecting devices and passive components - Performance standard - Part 052-3: Single-mode fibre, pigtailed-style fixed attenuators for category U - Uncontrolled environment)を参考にして屋内環境用として2009年に制定されている。その後、屋内環境条件で使用する固定光減衰器のJIS C 5921:2009(以下、旧規格という。)は、その後の技術進歩に対応してこれを改正する必要性が高まり、IEC規格では屋外環境で使用する固定光減衰器の性能標準としてIEC 61753-052-3を2016年に第二版として発行した。この国際規格と旧規格との差異は、耐環境性及び耐久性の試験項目として「光ファイバクランプ強度(ねじり)」の追加、及び光学特性試験における試験波長の追加である。新たに追加する試験項目「光ファイバクランプ強度(ねじり)」は、IEC規格において、屋内環境で用いられる光受動部品に共通して盛り込まれる試験項目であり、固定光減衰器にも適用すべき試験項目である。このような状況から、IEC 61753-052-3:2016の規定内容を基に、技術進歩及び我が国の実情に合わせて旧規格を改正する必要がある。一方、JIS C 5920規格群の下で、光伝送用パワー制御受動部品に関する規格が整備されている。固定光減衰器は光伝送用パワー制御受動部品を構成する要素の一つであるため、旧規格の規定内容を改正したものをJIS C 5920-5として制定することとし、旧規格JIS C 5921は廃止する。	国内の通信事業者が使用している光ファイバ通信システム用の光部品と同様の使用環境に対応した固定光減衰器の調達が容易となり、調達コストの削減、システムの拡張や災害・保守時の追加調達が迅速に行え、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・定格 ・光学特性 ・耐環境性及び耐久性 ・試料 ・試験報告書 ・表示 ・包装 ・安全	C5921	IEC 61753-052-3:2016	MOD	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月
JSA	06 電子	制定	C60793-1-53	光ファイバ 第1-53部:測定方法及び試験手順 - 水浸せき試験	Optical fibres - Part 1-53: Measurement methods and test procedures - Water immersion tests	光ファイバは、実際の使用、保管及び/又は輸送中において、様々な環境下に置かれるが、そこで発生する可能性のある高湿度、高温、温度変化などの環境条件に耐え、所定の品質を維持することが求められる。そのため、IECにおいては、そうした環境条件下での光ファイバの適合性を評価するための試験方法の開発が行われ、2014年にIEC 60793-1-52 (Optical fibres - Measurement methods and test procedures-Water immersion tests)が改訂された。このような状況から、我が国においても、光ファイバの品質のより一層の向上、取引の円滑化などを図るため、主に、一定期間水に浸した場合の影響を評価する試験方法について、国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。	この規格を制定することによって、環境試験への理解の促進及び互換性が確保され、取引の円滑化、国際協力の促進などに寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・装置 ・サンプリング及び試料 ・手順 ・合否基準 ・結果	-	IEC 60793-1-53:2014	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月	

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C60793-1-54	光ファイバ ー 第1-54部:測定方法及び試験手順 ー ッ線照射	Optical fibres - Part1-54: Measurement methods and test procedures - Gamma irradiation	光ファイバ及びケーブルの耐放射線性向上には、カラーセンタ生成の要因となる欠陥形成の機構解明と、その生成抑制が耐放射線性向上が重要である。この点については、近年目覚ましい進展があり、耐放射線性の高い光ファイバが開発されている。そのような背景からIECでは、光ファイバの耐放射線性を評価するための試験方法の開発が行われ、2018年にIEC 60793-1-54 Optical fibres - Measurement methods and test procedures-Gamma irradiationが改訂された。 このような状況から、我が国においても、光ファイバの品質のより一層の向上、国際協力の促進などを図るため、環境バックグラウンド放射線の影響を推定するために適した低線量率領域と、高放射線環境の影響を推定するために適した高線量率領域での試験方法について、国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。	この規格を制定することによって、試験への理解の促進及び互換性が確保され、取引の円滑化、国際協力の促進などに寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・装置 ・サンプリング及び供試品 ・手順 ・計算 ・結果	—	IEC 60793-1-54:2018	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5910-1	波長選択性のない光ブランチングデバイス-第1部:通則	Non-wavelength-selective fiber optic branching devices - Part 1: Generic specification	この規格は、光ファイバを用いた光伝送に使用する波長選択性のない光ブランチングデバイスの通則であり、用語、分類などの一般的な共通事項について規定し、IEC 60875-1(以下、対応国際規格という。)(Fibre optic interconnecting devices and passive components - Non-wavelength-selective fibre optic branching devices - Part 1: Generic specification)の第5版:2010を基に2014年に制定され、対応国際規格の第6版の改訂:2015に伴い、2019年に改正された。 その後、対応国際規格が、2024年に第7版として改訂された。主な改訂事項は、要求事項の市場状況を反映した見直し及び技術情報を記載している溶融延伸形光ブランチングデバイスの技術例へ平面光導波路技術などが追記された。波長選択性のない光ブランチングデバイスは、我が国では、光ファイバ通信システムのPON(Passive Optical Network)などに適用され、複数のデバイス製造業者がある。現JISでは、附属書Aに溶融延伸形光ブランチングデバイスの技術を記載しているが、対応国際規格では、附属書Aに波長選択性のない光ブランチングデバイスの技術例として、溶融延伸形光ブランチングデバイス及び平面光導波路技術に記載している。平面光導波路技術は我が国で最も汎用的に製造されている光ブランチングデバイスの技術であるため、今後の中小企業等の製品開発を促進するためにも記載が必要である。 このような状況から、国際規格との整合及び最新の技術情報に合わせるため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、波長選択性のない光ブランチングデバイスの国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことが可能となり、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・附属書A(溶融延伸形光ブランチングデバイスの技術例)において、平面光導波路技術の説明及び図を追加し、附属書Aの名称を波長選択性のない光ブランチングデバイスの技術例に変更する。	—	IEC 60875-1:2024	MOD	第2条の該当号: 1(種類) 対象事項: 光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月
JSA	06 電子	改正	C5965-3-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品-光ファイバコネクタ光学互換標準-第3-1部:1.3 10nmゼロ分散シングルモード光ファイバ用直径2.5mm及び1.25mm円筒形全ジルコニア直角PC端面フェルールの接続パラメータ (現行名称:光ファイバコネクタ光学互換-第3-1部:シングルモード光ファイバ用直径2.5mm及び1.25mm円筒形全ジルコニア直角PC端面フェルールの光学互換標準)	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Connector optical interfaces - Part3-1: Connector parameters of dispersion unshifted single-mode physically contacting fibers - non-angled 2.5mm and 1.25mm diameter cylindrical full zirconia ferrules (現行名称:Fiber optic connector optical interfaces - Part3-1: Optical interface, 2.5mm and 1.25mm diameter cylindrical full zirconia PC ferrule, single mode fiber)	この規格は、直角PC(Physical Contact)端面をもつ、直径2.5mm及び1.25mmの円筒形全ジルコニア(ZrO ₂)フェルールの用いたシングルモード光ファイバ同士の接続において、挿入損失の要求性能を満足する許容寸法限度について規定した規格で、IEC 61755-3-1:2006に基づいて2011年に制定されている。 業界・メーカーでは近年、理論モデル解析が進捗してきており、挿入損失が統計的に97%以上の確率で満たす記述統計の追加、光ファイバのモードフィールド径における軸ずれ及び角度ずれと挿入損失との関係も追加されている。さらに、挿入損失は、光ファイバの軸ずれ及び角度ずれによる影響が大きいためパッチサイズごとの光ファイバコア偏心の平均限界値も追加されている。 このような状況に対応するため、対応国際規格は2024年5月にEd.2として現状の技術進歩に対応して改訂されている。そのため技術的な要求事項の改正点として、フェルールの頂点ずれの数値の変更及び光ファイバのコア位置の組合せによって、光ファイバコア中心の限界位置が変更されている。同時に、規格を適切に適用するために対応国際規格のフェルール光学互換のパラメータ値に光ファイバの引込み量、曲率半径、頂点ずれ、フェルール外径、光ファイバの角度ずれなどについても適切な表記に改められている。また、附属書に基準プラグとかん合する光コネクタプラグの予測される挿入損失について、モンテカルロ法を用いて計算した内容及びヤコビアン行列式を用いた挿入損失のシミュレーションの内容の理論モデルが追加されている。 このような状況から、国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とするともに対応国際規格との乖離を解消させるため、このJISを改正する必要がある。	国際規格に合わせた改正を行うことによって、光ファイバコネクタ製品のPC端面フェルールの許容寸法限度を国際規格と整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図れるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称において、規格の規定内容の変更に対応させ、また、国際規格との整合を図った名称に改める。 ・互換パラメータにおいて、国際規格に追加されたフェルールの光学互換のパラメータ値に光ファイバの引込み量、曲率半径、頂点ずれ、フェルール外径、光ファイバの角度ずれなどの説明に対応させる。 ・基準プラグにかん合した際に予測される挿入損失において、シミュレーションを用いて、組合せによる挿入損失の性能等級を、附属書Bとして記載する。 ・光ファイバの軸ずれ、角度ずれなどにおいて、モードフィールド径の変化が挿入損失に影響を与えるため、各パラメータのものをランダムに接続した際の挿入損失が統計的に97%以上の確率を満たす組合せを、附属書Cとして記載する。 ・パッチサイズごとに光ファイバコア偏心の平均限界値を推定することを、附属書Dとして記載する。	—	IEC 61755-3-1:2024	IDT	第2条の該当号: 1(寸法、品質) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5965-3-2	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品-光ファイバコネクタ光学交換標準-第3-2部:1.310nmゼロ分散形シングルモード光ファイバ用直径2.5mm及び1.25mm円筒形全ジルコニア8度斜めPC端面フェルールの接続パラメータ (現行名称:光ファイバコネクタ光学交換-第3-2部:シングルモード光ファイバ用直径2.5mm及び1.25mm円筒形全ジルコニア8度斜めPC端面フェルールの接続パラメータ)	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Connector optical interfaces - Part3-2: Connector parameters of dispersion unshifted single-mode physically contacting fibers - Angled 2.5mm and 1.25mm diameter cylindrical full zirconia ferrules (現行名称:Fiber optic connector optical interfaces - Part3-2: Optical interface, 2.5mm and 1.25mm diameter cylindrical full zirconia ferrules for 8 degrees angled-PC single mode fibers)	この規格は、8度斜めPC (Physical Contact) 端面をもつ、直径2.5mm及び1.25mmの円筒形全ジルコニア (ZrO ₂) フェルール (以下、APC端面フェルールという。) を用いたシングルモード光ファイバ同士の接続において、挿入損失の要求性能を満足する許容寸法限度について規定した規格で、IEC 61755-3-2:2006に基づいて2011年に制定されている。 業界・メーカーでは近年、理論モデル解析が進歩してきており、挿入損失が統計的に97%以上の確率で満たす記述統計の追加、光ファイバのモードフィールド径における軸ずれ及び角度ずれと挿入損失との関係も追加されてきている。さらに、挿入損失は、光ファイバの軸ずれ及び角度ずれによる影響が大きいためパッチサイズごとの光ファイバコア偏心の平均限界値も追加されてきている。 このような状況に対応するため、対応国際規格は2024年5月にEd.2として現状の技術進歩に対応して改訂されている。そのため技術的な要求事項の改正点として、フェルールの頂点ずれの数値の変更及び光ファイバのコア位置の組合せによって、光ファイバコア中心の限界位置が変更されている。同時に、規格を適切に適用するために対応国際規格のフェルール光学交換のパラメータ値に光ファイバの引込み量、曲率半径、頂点ずれ、フェルール外径、光ファイバの角度ずれなどについても適切な表記に改められている。また、附属書に基準プラグとかん合する光コネクタプラグの予測される挿入損失について、モンテカルロ法を用いて計算した内容及びヤコビアン行列式を用いた挿入損失のシミュレーションの内容の理論モデルが追加されている。このような状況から、国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とするともに対応国際規格との乖離を解消させるため、このJISを改正する必要がある。	国際規格に合わせた改正を行うことにより、光ファイバコネクタ製品のAPC端面フェルールの許容寸法限度を国際規格と整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図れるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称において、規格の規定内容の変更に対応させ、また、国際規格との整合を図った名称に改める。 ・交換パラメータにおいて、国際規格に追加されたフェルールの光学交換のパラメータ値に光ファイバの引込み量、曲率半径、頂点ずれ、フェルール外径、光ファイバの角度ずれなどの説明に対応させる。 ・基準プラグにかん合した際に予測される挿入損失において、シミュレーションを用いて、組合せによる挿入損失の性能等級を、附属書Bとして記載する。 ・光ファイバの軸ずれ、角度ずれなどにおいて、モードフィールド径の変化が挿入損失に影響を与えるため、光ファイバの軸ずれ及び角度ずれ等において、各パラメータのものをランダムに接続した際の挿入損失が統計的に97%以上の確率を満たす組合せを、附属書Cとして記載する。 ・パッチサイズごとに光ファイバコア偏心の平均限界値を推定することを、附属書Dとして記載する。	—	IEC 61755-3-2:2024	IDT	第2条の該当号: 1(寸法、品質) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月
JSA	06 電子	改正	C6182	光ビーム用光パワーメータ試験方法 (現行名称:レーザビーム用光パワーメータ試験方法)	Test methods of optical power meters for light beam (現行名称:Test methods of optical power meters for laser beam)	この規格は、レーザ光パワー及び(又は)レーザ光エネルギーを測定する検出器を備えた光パワーメータの試験方法について規定するもので、1991年に制定された規格で、2021年に廃止されたJIS C 6181 (レーザ放射パワー及びエネルギー測定用検出器、測定器及び測定装置) に適合したJIS C 6181で規定された検出器の試験方法としての意義は失ってしまったと考えられる。一方、光通信用光パワーメータの規格は、国際規格を翻訳したJIS C 6186 (光ファイバ用光パワーメータ校正方法) と、国内独自の規格で具体的な試験方法を定めたJIS C 6184 (光ファイバ用光パワーメータ試験方法) の2本立てとなっており、前者が空間伝播光ビーム用光パワーメータを適用範囲に含んでいるのに対し、後者は光ビーム用光パワーメータに対応していない。このため、この規格は、光ビーム用光パワーメータの試験方法を規定する規格としての存在意義があり、そのため、JIS C 6181の廃止後も存続している。 この規格は、制定から30年以上が経過しており、そのフォーマット及び技術的内容が現状と乖離している。また、この規格の制定後に、JIS C 6184及びJIS C 6186が制定・改正されたため、これらの規格との間に標準試験条件の温度・湿度の値の違い、不確かさによる精度の評価がされていない、などの齟齬が生じている。 このような状況から、現状の技術の実態に即した内容とするため、JISを改正する必要がある。	この規格の改正で、空間伝播光ビーム用光パワーメータ試験における測定の内容が明確になるとともに、当該光パワーメータの試験手順を標準化することができ、精度の均一化による取引の単純公正化又は使用者しくは消費の合理化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、対象を、レーザ光パワー及び(又は)レーザ光エネルギーを測定する検出器を備えた光パワーメータから、空間伝播光ビームパワー測定用光パワーメータに変更する。 ・試験条件において、標準試験条件を他の光測定器の最新の試験方法規格と整合させる(温度 23±2℃、相対湿度 50±20%)。 ・不確かさ及び精度において、国際規格との整合を図るため、従来の精度及び誤差の表記に加え、不確かさの表記を追加・併記するとともに、精度を定義する際の(誤差の限界値)の定義式を、不確かさの算出によって得られた不確かさの値を用いて算出する形に変更する。 ・一般的な不確かさの算出方法・評価方法について、不確かさの概念に対する読者の理解を深めるため、附属書として記載する。	—			第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光パワーメータ	法律の目的に適合している。	利点: イ 欠点: いずれも該当しない。		試験方法の規定の現行化により、生産者、使用者の利便性が向上する。	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C6760	弾性表面波デバイス用単結晶ウェハ仕様及び測定法	Single crystal wafers for surface acoustic wave (SAW) device applications— Specifications and measuring methods	この規格は、弾性表面波フィルタ及び弾性表面波共振子に基板材料として用いる水晶、ニオブ酸リチウム(LN)、タンタル酸リチウム(LT)、四ほう酸リチウム及びランガサイトのウェハについて規定したもので、IEC 62276[Single crystal wafers for surface acoustic wave (SAW) device applications— Specifications and measuring methods]の第2版(2012年版)を基に、2014年に制定した。今回、中国主導で市場での重要度が増しているLT及びLN関係の規定が追加され、Ed.4としIEC 62276が改訂される予定である(2024年10月)。このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際規格と整合することにより市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・ウェハに限定した規格であることを明確化するため、簡条3 用語と定義、簡条4 要求事項(材料関連の内容)を削除。 また、簡条8 キュリー温度及び9項格子定数測定法(ボンド法)も削除する。 ・ユーザニーズの多様化に対応して、LN及びFLTの規定に重要となる項目(厚さ、TV5、TTV、LTV、PLTV、透過率、明度、色差)に関して 簡条3 用語と定義、簡条4 要求事項、簡条5 抜き取り検査、簡条6 試験方法にこれらの項目を追加または説明を加える。 ・要求事項に規定されたことに対応して、厚さ、透過率、明度、色差の測定法に関して 簡条11 厚さと厚さのばらつき測定(Measurement of thickness and thickness variation) 簡条12 透過率の測定(Measurement of transmittance) 簡条13 明度と色差の測定(Measurement of lightness and colour difference)を追加する。	—	IEC 62276:2024	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 弾性表面波デバイス用単結晶ウェハ	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	日本水晶デバイス工業会のWG	2025年1月
JSA	06 電子	改正	C6823	光ファイバ損失試験方法	Measuring methods for attenuation of optical fibers	この規格は、シングルモード光ファイバ、石英系マルチモード光ファイバ、多成分系マルチモード光ファイバ、プラスチックラッドマルチモード光ファイバ、全プラスチックマルチモード光ファイバ及びケーブルの、損失、光導通、光損失変動、マイクロバンド損失、曲げ損失などの実用的試験方法について規定しており、IEC 60793-1-1:2008、IEC 60793-1-40:2001、IEC 60793-1-46:2001、IEC 60793-1-47:2006及びIEC/TR 62221:2001の5規格を対応国際規格とし、一部技術的内容を変更して2010年に改正された日本産業規格である。その後、これらの対応国際規格は主に次のような改訂がされた。 IEC 60793-1-40(Attenuation measurement methods)では、全プラスチックマルチモード光ファイバの光損失を正確に測定するため、2019年に校正の規定が新たに追加された。 IEC 60793-1-46(Measurement methods and test procedures - Monitoring of changes in attenuation)では、2024年に光損失変動モニタ法における光透過率の変動を光損失変動に変更するとともに、それに伴い光損失変動を算出する式も変更する改訂がされた。 IEC 60793-1-47(Measurement methods and test procedures - Macrobending loss)では、各マイクロバンド測定方法、ファイバ品種における測定系の構成、試料に関する記載が追加され、2017年に改訂された。 TR 62221(Measurement methods - Microbending sensitivity)では、マイクロバンド損失の説明、及び測定に当たり試料、測定条件、装置等に関する記載が追加され、2012年に改訂された。 このような状況から、各光ファイバ損失試験方法の明確化や新規測定方法を追加することによって、最新の技術の実態に即した内容とするとともに国際標準との整合性を高めるため、JISの改正が必要である。	最新の国際標準規格とJISとの間の整合性が得られることにより、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際協力の促進にも寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・損失試験のカットバック法(方法A)において、より適切な測定結果を得るため、全プラスチックマルチモード光ファイバの光損失測定時の校正要求事項を追加する。 ・光損失変動試験の伝送パワーによる光損失モニタ法(方法A)において、対応国際規格の改訂に合わせて、光損失変動の二つの算出式をそれぞれ $An = 10\log_{10}(P_{0t} \times P_{nr}) / (P_{0r} \times P_{nt})$ 、及び $An = 10\log_{10}(P_{0t} / P_{nt})$ に改める。 ・曲げ損失試験のマンドレル巻き法(方法A)において、マンドレル巻き法を光ファイバ巻き法に改める。 また、光源、励振装置及び出力/検出装置の説明並びに試料に関する説明を追加する。 ・マイクロバンド損失試験において、試料や測定条件、装置に関する規定を追加する。	—	(1) IEC 60793-1-1:2022 (2) IEC 60793-1-40:2019 (3) IEC 60793-1-46:2024 (4) IEC 60793-1-47:2017 (5) IEC/TR 62221:2012	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準 作成委員会	制定/ 改正/ 廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は, 現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は, 現行JISの英文名称)	廃止する理由	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国 際規格との 対応の程度	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始 予定
JSA	06 電子	廃止	C5921	シングルモード光ファイバピッグ テール型固定光減衰器	Single-mode fiber, pigtailed-style fixed optical attenuators	この規格は、光ファイバを用いた光伝送において屋内環境条件で使用する固定光減衰器の定格、固定光減衰器が最低限満足する光学特性、環境及び耐久性特性、試験報告書、表示、包装、並びに安全について規定したもので、2009年に制定された。その後、技術進歩に対応してこれを改正する必要性が高まったため、屋外環境で使用する固定光減衰器の性能標準としてIECで2016年に第二版として発行されたIEC 61753-052-03を基に、JIS C 5921の規定内容を改正することになった。その際、規格体系の整合性を考慮して、「光伝送用パワー制御受動部品」規格群の第5部(JIS C 5920-5)として制定するために、この規格(JIS C 5921)を廃止するものである。		無	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月